

香川県スタートアップスクエア事業入居者募集要項（ネクスト香川）

1. 所在地及び名称

高松市林町2217番地44 香川県新規産業創出支援センター（ネクスト香川）

2. 施設の概要

- 設置者 香川県
- 管理者 公益財団法人かがわ産業支援財団（指定管理者）
- 構造 鉄骨造3階建 延床面積2,721㎡
- 規模 一般型インキュベート工房大4室(118㎡～137㎡)、小6室(64㎡～67㎡)
情報通信型インキュベート工房大2室(約30㎡)、小2室(約15㎡)
- 床仕上 ビニールタイル貼
- 床耐荷重 1階1.5t/㎡、2・3階1t/㎡
- 機械類搬入 一般型工房各室に1か所ずつ搬入口あり（W2,400×H2,400）
- 通信設備 情報通信型工房は、インターネット回線設置済み
- 冷暖房設備 空冷ヒートポンプ式
- 換気設備 単独換気
ドラフトチャンバー用ダクト（一般型大工房及び203号室）
- 電気設備 一般型工房は、単相100v・20kVAまで、三相200v・40kVAまで
情報通信型工房は、単相100v・50Aまで
- 給排水設備 一般型工房は、各室に湯沸室及びトイレを設置
- ガス設備 一般型工房は、都市ガス利用可能
- 駐車場 あり（一般型大工房4台、小工房2台、情報通信型1台まで）

3. 施設の特徴

- 新技術や新商品の開発を目指す企業やこれから事業を始めようとする方に、研究、試作、試験等のためのスペースを提供するために香川県が整備した施設です。
- 機械警備により、24時間、365日利用可能です。
- EMC総合試験施設を併設しており、電子機器等の電磁波に関する特性を計測することが可能です。（有料）

4. 募集対象工房

- 一般型インキュベート工房202号室（2階、66.05㎡）
- 一般型インキュベート工房302号室（3階、132.97㎡）
- 情報通信型インキュベート工房20C号室（2階、14.04㎡）

5. 募集対象者

一般型インキュベート工房

- 創業又は新事業の開拓を目的として新技術等の研究開発を行う者であって、創業後5年以内（利用を開始する日までに創業する者を含む。）である事業者
- 創業又は新事業の開拓を目的として新技術等の研究開発を行う者であって、創業後5年を超え10年以内の事業者であって、事業の多角化、事業の転換等により新たな事業分野に進出しようとする者

情報通信型インキュベート工房

- 情報処理関連事業を営む者又は県内で新たに情報処理関連事業を開始するための事務所等を設置しようとする者であって、創業後5年以内（利用を開始する日までに創業するものを含む。）である事業者
- 創業後5年を超え10年以内の事業者であって、事業の多角化、事業の転換等により新たな情報処理関連事業の分野へ進出しようとする者

6. 使用料

- 1年目から5年目までの通常の使用料は、使用する施設の面積（㎡）に1,560円を乗じた金額ですが、当事業における使用料は、通常の使用料から下表の金額を減額した金額とします。

入居期間	減額する金額（※）
1年目	通常の使用料に90%を乗じて得た額
2年目	通常の使用料に70%を乗じて得た額
3年目	通常の使用料に50%を乗じて得た額
4年目	通常の使用料に30%を乗じて得た額
5年目	通常の使用料に10%を乗じて得た額

※ 10円未満の端数がある時は、これを切り上げた額を減額します。

- 一般型インキュベート工房の6年目以降の使用料は、使用する施設の面積（㎡）に1,870円を乗じた金額となります。
- 情報通信型インキュベート工房の6年目以降の使用料は、使用する施設の面積（㎡）に1,560円を乗じた金額となります。
- 別途、光熱水費等の負担が必要です。

7. 利用期間

3年間（一定の要件を満たす場合、申請により一般型インキュベート工房は最長13年間まで、情報通信型インキュベート工房は最長5年まで延長可能）

8. 応募方法

次の書類を財団に提出してください。

<共通提出書類（法人・個人事業主）>

- インキュベート工房利用許可申請書（第1号様式）
- 事業計画書
- インキュベート工房使用料減免申請書（第5号様式）
- 会社案内その他参考資料

<追加提出書類（法人の場合）>

- 過去2期分の決算書（創業後決算期が到来していない期のものは不要）
- 商業登記簿謄本（原本）（申請日前1か月以内に発行されたもの。申請時点において創業していない場合は、登記後に商業登記簿謄本を提出することを誓約する書面を提出していただき、利用を開始する日までに商業登記簿謄本を提出してください。）

<追加提出書類（個人事業主の場合）>

- 過去2期分の決算書（創業後決算期が到来していない期のものは不要）
- 直近の確定申告書の写し（創業後決算期が到来していない場合は不要）
- 住民票の写し（申請日前1か月以内に発行されたもの）
- 開業届の写し（申請時点において創業していない場合は、開業届の提出後にその写しを提出することを誓約する書面を提出していただき、利用を開始する日までに開業届の写しを提出してください。）

9. 利用許可

県有施設利用等審査委員会で、技術開発の内容等を総合的に審査のうえ、決定します。審査委員会においては、技術開発の内容等についてプレゼンテーションをしていただきます。なお、月末までの申請分を翌月中～下旬に開催する審査委員会で審査しますので、申請から利用開始までは2～3か月程度かかります。